

東海医図協第 2015-7 号
2015 年 5 月 25 日

東海地区医学図書館協議会加盟館長
東海目録会員機関病院長
日本薬学図書館協議会東海地区協議会加盟館長
看護大学・看護短期大学図書館長
東海地区医療機関病院長 殿
東海地区医師会・歯科医師会長
その他の関連図書館長
東海目録会員機関図書館（室）
その他、関係機関

東海地区医学図書館協議会
会長 板谷 雄二
[公印省略]

2015 年度東海目録研修会の開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご繁栄の事とお慶び申し上げます。

日頃から当協議会の運営にご支援いただき厚く御礼申し上げます。標記の研修会を下記のとおり開催しますので、貴機関の図書室担当者ならびに関係のみなさまのご参加についてご配慮くださるようお願い申し上げます。

なお、本研修は、NPO 法人日本医学図書館協会（JMLA）東海地区会の共催、日本薬学図書館協議会（JPLA）東海地区協議会の協賛で実施いたします。

敬具

記

1. 日時：2015 年 7 月 3 日（金）10:00～16:00
2. 会場：名古屋第二赤十字病院（名古屋市昭和区妙見町 2-9）
3. プログラム：添付ご案内を参照ください
4. 参加対象：協議会正・目録会員、JMLA/JPLA 会員、医療機関図書室関係者
5. 参加費：無料
6. 参加申込：2015 年 6 月 26 日（金）までに、できるだけ E-mail にてお申込みください。
(Fax も可能です。)
7. 問合せ先：東海目録ワーキンググループ 久田睦美
名古屋市立大学総合情報センター川澄分館
〒467-0001 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1
Tel 052-853-8825 Fax 052-853-6929
E-mail hisada-mutsumi@sec.nagoya-cu.ac.jp
8. なお、東海地区医学図書館協議会のホームページでも確認できます。
<http://tokaichiku.jp/kensyukai/kensyu.htm>

東海地区医学図書館協議会

2015 年度 東海目録研修会

日時： 2015年7月3日（金） 10：00～16：00（受付 9：30～）

会場： 名古屋第二赤十字病院

1 病棟 10 階・加藤化学カンファレンスホール

プログラム

午前の部 9：30 ～ 受付・ガイダンス

10：00 ～ ① 病院図書室勤務はじめの一步
～ 「KITOcat を利用した相互利用の方法」を中心に ～
講師：安田多香子（愛知県がんセンター）

12：00 昼食休憩

午後の部 13：00 ～ ② 病院図書室資料の廃棄について ～ 事前アンケートをもとに ～
アンケート結果報告：春日井泉江（名古屋記念病院）
意見交換進行：河原林喜美子（名古屋市立東部医療センター）

14：15 コーヒーブレイク

14：45 ～ ③ 東海目録レファレンスあれこれ
講師：安田多香子（愛知県がんセンター）

15：45 ～ 東海目録ユーザ会
進行：河原林喜美子（名古屋市立東部医療センター）

- ・名札代わりとして、名刺をご持参ください。
- ・近隣に食事ができるところがほとんどないため、昼食は持参していただくか、参加申込書でお弁当（お茶・消費税込 1,000 円）をお申込みください。
- ・参加者名簿を作成します。名簿登載を希望されない方は、その旨通信欄にご記入ください。

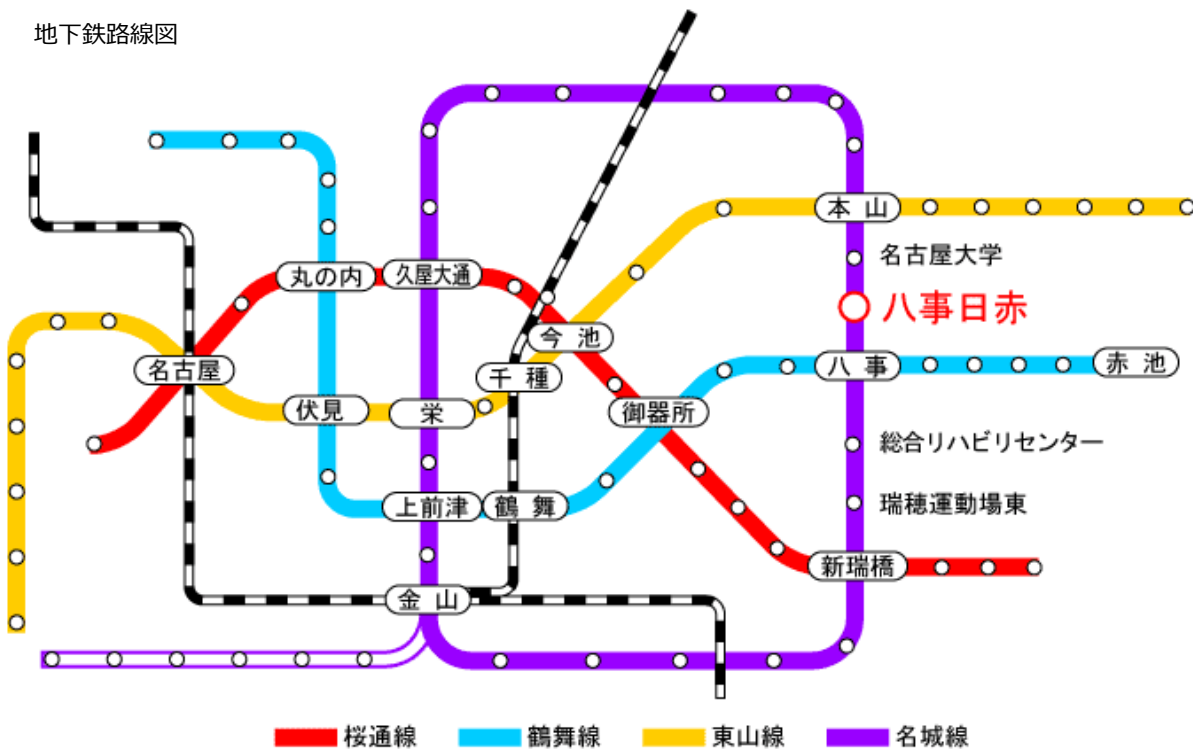
交通及び会場案内

研修会会場：名古屋第二赤十字病院（名古屋市昭和区妙見町 2-9）
1 病棟 10 階・加藤化学カンファレンスホール
地下鉄「八事日赤」 市バス「八事日赤病院」下車すぐ

■交通機関のご案内■

- 名鉄・JR・近鉄「名古屋」駅より
地下鉄東山線「本山」経由乗り換え、名城線「八事日赤」駅下車
- 地下鉄鶴舞線「八事」駅より
地下鉄名城線乗り換え、「八事日赤」駅下車
- 名鉄・JR「金山」駅より
地下鉄名城線乗り換え、「八事日赤」駅下車
市バス金山 12 号系統「名古屋大学」行、「八事日赤病院」下車
- 地下鉄東山線・名城線「栄」駅バスターミナルより
市バス栄 18 号系統「妙見町」行、「八事日赤病院」下車

地下鉄路線図



研修会会場へは病院正面玄関に入って、右横のエレベーター(第1病棟用)で10階へ上がってください。
加藤化学カンファレンスホールはエレベーター正面です。

別紙

研修会参加者への交通費助成に関する内規

2011年6月17日

改正 2013年12月4日

東海地区医学図書館協議会幹事会

(目的)

第1条 この内規は、東海地区医学図書館協議会（以下「協議会」という。）が主催する研修会へ参加する場合に、協議会が助成する交通費について定めるものである。

(助成対象)

第2条 交通費の助成対象となる研修会と対象者は次のとおりとする。

- 1 助成対象となる研修会は、協議会が主催する実務担当者研修会及び東海目録研修会とする。ただし、協議会会長が必要と認める場合は、他の研修会も対象とする。
- 2 助成の対象者は、協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員とする。ただし、所属機関が交通費を支給する場合は、対象としない。

(助成金額)

第3条 助成金額は、研修会への参加に伴い発生した交通費の半額とする。ただし、100円未満は切り捨てる。

(交通費)

第4条 助成対象となる交通費は次のとおりとする。

- 1 鉄道、バスなど公共交通機関の運賃とする。ただし、グリーン料金等の特別料金は対象としない。
- 2 タクシーの利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。
- 3 自家用車の利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。この場合、目的地または最寄駅までのガソリン代金について、利用区間の距離と、ガソリン1リットルの時価と平均的燃費から概算した金額の半額とする。また、高速料金、駐車料金の半額を請求することができる。
- 4 宿泊費用は、交通費に含めない。

(交通費助成の請求)

第5条 交通費助成を請求する者は、助成対象となる研修会開催日までに、協議会が指定する請求書に、交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入し、協議会事務局へ提出しなければならない。

この内規は、2011年6月17日から施行する。

この内規は、2013年12月4日から改正施行する。